

第54号議案

中野区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例及び
中野区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子
ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出します。

令和5年6月20日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

中野区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例及び
中野区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子
ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例の一部を改正
する条例

(中野区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部
改正)

第1条 中野区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例
(平成26年中野区条例第31号)の一部を次のように改正する。

第7条の3第2項中「居宅訪問型保育事業所」を「居宅訪問型保育
事業者」に改める。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(中野区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子
ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 中野区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定
子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例(平成26年中
野区条例第32号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第
3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各
号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第
1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条
第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に
改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」
に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に
改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(7)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(4)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(7)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(4)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第1号」を「同条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」

に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号に掲げる」を「第19条第1号に掲げる」に、「法第19条第1項第1号又は」を「同条第1号又は」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、「含む。）」と」の次に「、
「同号」とあるのは「法第19条第3号」と」を加える。

第53条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。